

# 民研だより

民主教育研究所  
Research Institute of Democracy and Education

No. 154  
2022年12月10日

## CONTENTS



- ◆ 「公正な個別最適化」の「公正」を考える …………… 八木英二 1
- ◆ 実践の中で子どもを理解する「専門性」を …………… 中村尚子 3
- ◆ 民研フォーラム「公教育の危機における労働組合の役割」報告 ……… 鈴木敏則 4
- ◆ 教育のつどい2022「思春期・青年期の進路と教育」分科会に参加して 鈴木博美 6
- ◆ やはりライブはよい——地域教育研究所全国交流集会in石川 …… 松村一成 7
- ◆ 日誌、寄贈図書等 …………… 8

## 「公正な個別最適化」の「公正」を考える

八木英二（滋賀県立大学名誉教授 民主教育研究所顧問）

2016年1月閣議決定「第5期科学技術基本計画」、同年4月经団連の「Society5.0」等の方針、2017年閣議決定「未来投資戦略」等、2017年以降の小中高指導要領改訂や2021年中教審答申（以下、新答申）に至る経緯を見ると、「公正に…個別最適化された…多様な学習機会」「実体験や他者との対話・協働をはじめ多様な学習活動の機会を公正に提供」といった、「公正」を冠するフレーズの多用が目立つ。学校現場に何らかの影響を与えかねないこの「個別最適な学び」に冠す「公正」(equity)とは一体どういう言葉なのか。「公正に…学び」を用意することが、何故に新答申の副題「全ての子どもたちの可能性を引き出す、…学びの実現」につながるのか。新答申には書き入れられなかったが、「公正」の論議は続いている。新答申のデジタル化方針をめぐる懸念もさることながら、現場の教育内容・方法編成等の活動に「公正」はどう影響するのだろうか。

この方針については「公正な」能力主義生存

競争がもたらす看過できない事態への留意がまず欠かせないであろう。例えば、サンデルは「公正(fair)なシステム」として「誰もが平等な競争の機会を手に行っているかぎり、市場は結果として能力に報いる」と、国内外の新自由主義展開の下で“公正”な競争が生み出す「一方の勝ち組の驕りと、他方の負け組の屈辱」という“正義に反する”事態を近著で告発している(邦訳は『実力も運のうち—能力主義は正義か』)。同じく「公正さ(equity)」を掲げつつ、OECD/PISAが国際学力ランキング競争を強いてきた事実も記憶に新しい(例えば2012年OECD/PISA報告書『公正equityに基づく卓越excellence』)。

この「公正」看板の機会均等で競争を煽り、受験訓練までもたらしたPISAの動向は国際研究者グループによる厳しい批判が知られる。また、このPISAの「公正(equity)な競争」については「公正」にそぐわないと国連文書が次のように疑問を呈したこともある。

「評価の仕組みを創設する上で、(略)多くの途上国がOECDのやり方を真似る。(略)無作為調査による諸国のランキングは、国内の教育状況を正確に表すものではない。教育の質を論議する上で、学習成果だけを特別扱いすることは狭い質の概念をもたらし、教授学習過程と質保障の本質的なインプットなどを無視し、その質(quality)を公正さ(equity)から切り離す」(2014年5月人権理事会「教育権」報告—子どもの到達度評価と教育権の実施報告と勧告:パラグラフ39)

ところで、新旧教育基本法の「教員」条項にある「適正な待遇」の「適正」英訳もfairが使われているが、前述の機会均等でランキング競争を煽るfairやequityとは異なるもので、「待遇の適正(fair and appropriate treatment)」の適正を含意している。そこで、課題となるのは教職という専門(職)性を担保する「待遇」の在り方についてであり、この規定にそぐわない教職の実態は、働き方の改善が求められることになる。

また、日本の憲法・教育基本法の民主的な「機会均等」原則を挙げるまでもないが、「公正」な教育改革の到達点となっている積極的事例としては、「公正」な「蹴落とし合いの競争」とは真逆の、すべての重度障害児を含む1979年義務制実施がある。これは豊かな実践の交流がいつそう各地に広がり始める画期ともなった。

しかし、子どものための条件整備の観点からみれば、機会均等原則を単なる「校門の通過」に留めることは出来ない。教育内容・課程の編成、教材づくり、指導方法、授業準備や研究活動のための時間確保等、学校や教師側の責任領域とも重なる専門(職)性の条件整備事項等を含め、改善すべき諸課題は数多い。全ての子どもの成長発達をめざすために、内実を伴う「公正」のための変革が今日の社会の発展段階で新たに求められていることはいうまでもない。

また、2021年1月中教審答申後の翌2月の、ある教育改革国際シンポジウムでは、「ICTを活用した公正で質の高い教育の実現」(以下、「公正で質の高い教育」は「質保障」と略)が積極的に論じられたが、この「質保障」論議の中でその危惧が語られてきた経緯は長い。

例えば、「大学の質保障」を掲げた今世紀初頭のユネスコ会議では皮肉まじりの基調報告が行われたこともある。国家が「質保障」を掲げつつ大学介入をすること自体がもし教育の質破壊をもたらすことになれば、その干渉による大学破壊に対しては誰がその大学を守ることになるのか、と大学を守るための条件整備や関係当事者の「自律性」の在り方がその報告の趣旨であった。

では、まずこうした教職の働き方や教育実践の諸条件の条理にかかわる実質的な「公正」は、どのように達成することが出来るのか。この点については、「教師(同士)ー子ども(同士)」における「直接の人格的接触(最高裁)」の規定や「対話の自由や民主主義」を基礎に、教職と子どもの当事者性を保持しつつ、教育本来の公正をめざす関係者間の協力協同を避けることはできない。

それでは、今日の学校教育における教職の「公正あるいは適正」な「質の追求」は一体どのような見通しで行われることになるのか。

そもそも、教育とは失敗も成功も伴う試行錯誤の連続である。失敗した時には反省を次に生かすという再帰的な性質が常にある。子どもの成長発達という目的の下で、この再帰性のある「教師(同士)と子ども(同士)」の相互の対話をはじめ、授業づくりその他の教育指導の在り方の精査が教師には求められよう。それ故、学校という公共「化」空間のすべての諸段階を通じて、教職を含む関係者の「公正かつ適正」な「質を追求する」活動において「自律性と責任」を担保する条件整備や時間的余裕等は必須となる。

こうして、「子どもの“生活”を弁え」(河原尚武)つつ子どもの表現をクラスで交流させる等、教育的価値づけにつなげる実践的知見の継承を含め、「教育の質」をめざす教育課程編成や方法、教材づくり、等の模索も可能となるであろう。

上述の趣旨は、これまで河原が整理してきた、①授業実践と内容構成の往還、②内容選択における教育価値との往還、③学校を基礎とする自律的な実践評価サイクル、といった提起等とも通底するものである。

# 実践の中で子どもを理解する「専門性」を

中村尚子（「特別支援教育と子ども・学校」研究委員会）

障害のある子どもの保育も教育も、専門家、専門性、専門的支援というように、「専門」という言葉であふれている。多くの場合、教育の「外からの専門性」ともいえるようなものであり、実践の場からは戸惑いも聞こえてくる。先日も全国障害者問題研究会の学習会において、研修といっても学校から言われるのは応用行動分析の類いが中心で、実践の中から子どもの見方を深める、教材を掘りさげるといった内容はまったくくないという発言があった。12月の教育研究交流集会で専門性について検討することもあり、社会福祉分野から障害児支援の「専門性」の現状を発信したい。

障害児への支援は児童福祉法上、「障害児通所支援」とくくられ、就学前の子どもを対象とした児童発達支援と、学齢児が利用する放課後等デイサービスが主な事業である。ここ数年、両者に共通して「専門性」が強調されている。その背景には、福祉の市場化路線に乗じて児童発達支援と放課後等デイサービスを実施する事業所が増え続け、支援の質の低下が指摘されてきたことがある。支援の質が低いことは専門性がないことであり、では何をもって専門性というかという議論になった側面がある。

ところで障害児通所支援の諸事業は、障害福祉サービスではあたりまえになった個別給付、月額報酬、実績払いで運営されている。つまり支援が単価設定されていて（報酬単価）、子どもが何日、何人来たかで月末に請求し、翌月に報酬が支払われる仕組みである。その報酬単価は、厚労省だけでなく財務省からも査定のような検証がされ、3年ごとに変更される。

2021年度の報酬改定で「専門的支援加算」という報酬が新設された。専門性のある支援には高い値札（加算）がつくのである。この加算に

ついて、厚労省は「専門性の高い有効な理学療法、作業療法、言語療法等の発達支援」といった言い方で、障害児支援においてこれら医療分野の国家資格を伴う技術が優位であるかのような説明をしている。

ここには二つの問題が潜んでいる。一つは、理学療法士等の養成において、障害のある子どもの理解や支援技術は考慮されていないということである。医療機関や高齢者施設で力を発揮することが期待されて養成される。もちろん障害児支援の場で経験を積んで専門性を発揮している方も知っているけれど、資格者が即障害児支援の専門性をもつとはいえない。またこの加算で注目されているのは「等」の部分である。これがもう一つの問題だと考える。厚労省の説明によると、「等」とは「心理指導担当職員」をさす。国家資格としての認定心理師だけでなく、大学で心理学を学んだ者が含まれる。たしかに心理学の知見は障害児支援にとって有効なものもあり、理学療法等よりも現場に浸透している。しかし、実践を心理主義的に縛る危険性に自覚的でなければならぬ。日常の子どもの行動をみるときに、発達検査等の結果というめがねがかえって子どもの姿をゆがめてしまうこともある。

来春の「こども家庭庁」新設、2024年度の改正児童福祉法施行に向けて、障害児支援は大きく動こうとしている。そのなかで「専門性」も議論の柱である。日々の保育・療育で子どもが楽しむこと、遊び込むことが専門性議論の中心になるよう、意見を出していかなければならないと思う。



財界の「人材」育成のための学校の序列的再編、大企業主導の地域再編など進行中の新自由主義的な改革に対して、教職員組合の教師は、教職員、子ども、保護者、地域住民の共同を実現するために、どのような取り組みが求められているのでしょうか。アメリカの一部の教員組合運動が実現させた「教師の労働条件は子どもの学習条件である」をスローガンとする市民との共同は、日本ではどうしたら実現できるのでしょうか。日米の教員組合運動の比較から、共同の可能性について教育行政学の立場から、労働弁護士として今日の教育労働の困難を問う立場から、また学校現場の最前線から、3名の方に報告をいただきました。

### 教員組合の日米比較

#### —その法的地位と役割の違い—

高橋哲さん（民主教育研究所運営委員・埼玉大学）

アメリカには二大教員組合がある。教員、管理職と行政職を含めた組織を前身とする全米教育協会と、当初から一般教員の労働組合として団体交渉やストライキを要求してきたアメリカ教員連盟がある。1960年代に都市部を中心にアメリカ教員連盟は労働基本権要求運動を行い、NY市では1962年にアメリカ教員連盟のNY市支部と市教委による団体交渉協約が締結される。これらの労働基本権を求める組合運動を背景に、各州では公立学校教員を対象とする労使関係法が制定されていく。

NY州では公務員の団結権、団体交渉権が保障されている。法定交渉事項は給与、労働時間、その他の雇用条件（教員人事、学級数、年間授業日数）とされており、「その他の雇用条件」を通じて組合が教育政策に関与してきた。日本と違って組合が複数ある場合は選挙により代表組合を選び、代表組合は他組合員、非組合員を含めた代表となる。また組合員以外にも交渉手数料の支払い義務がある。2018年に連邦高裁判決により、非組合員からの交渉手数料の徴収が禁止されたが、NY州では雇用後30日以内に新規採用者の情報を組合に提供し、面会をすることを法律上明記し、組合を保護する仕組みがあ

つられた。

NY市学区は団体交渉協約により勤務時間は6時間20分とされている。正規の勤務時間内に授業準備、専門的活動時間が確保されており週155分間の裁量時間がある。小学校は50分間の自由昼食時間、週5コマの授業準備時間が確保されている。中学校は担当授業時間上限25コマまで、週5コマの授業準備時間、週5コマの専門的活動時間が確保されている。学級規模は小学校32人、中学校33人、高校34人と団体交渉によって決定されている。

他方、日本の公立学校教員は以下にみる三重の「除外」がなされている。まず労働基本権が制限されており、勤務条件は、条例で定めるとされている。地方公務員法上、職員団体としての交渉は認められているが、団体協約を締結する権利を含まないとされており、団体交渉権が著しく制約されている。代償措置として人事院・人事委員会により公務員給与の調査、報告、勧告がある。給与は、国及び他の地方公共団体の職員の給与を参考にし、国家公務員との均衡が求められていた。1973年の全農林警職法事件判決、1976年の岩手学テ事件判決を通じて地方公務員の団体交渉権、団体行動権の制約が事実上確定する。

さらには公務員に保障されているはずの代償措置も奪われ、人事院体制からも除外されている。国立学校教員給与を対象とする人事院勧告が、各都道府県の公立学校教員の給与を決定する役割を果たしてきたが、国立大学が法人化された結果、教育職俸給表が廃止され、教員給与に関する人事院の調査・報告・勧告がなされなくなった。このため、実態として全国人事委員会連合会が、(財)公務人材開発協会に教育職員の「モデル給与表」の作成を依頼し、このモデルを各自治体の人事委員会に提示している。代償措置が、事実上、外部委託状態となっており、労働基本権を制約する正当性が教員にはなくなっている。

また、勤務時間をめぐるルールについても、教員は労働基準法から一部除外されるという取扱いがなされている。労基法においては、労働者に

時間外労働をさせるにあたり、三六協定の締結と超勤手当の支給が義務づけられている。これに対して教員においては、給特法5条による労基法の「読み替え」により、労基法33条3項の「公務のために臨時の必要がある場合」にもとづく時間外勤務が許容されている。これにより、労使協定を通じた労働時間管理のプロセスから除外され、自らの意思表示ができない仕組みが教員に適用されている。労働条件の「最低基準法」である労働基準法からも除外され、教員勤務の無定量化を生み出してきた。

アメリカでは教員組合の運動によって労使関係法が作られ、労働基本権が保障され、なかでも団体交渉権が手厚く保障されている。給与、労働時間にとどまらず「その他の勤務条件」の交渉が行われるなかで組合が地域の教育政策の主体となってきた。

対して日本の教員は、労働基本権からも、人事院体制からも、そして労働基準法の一般ルールからも除外されてきた。このような現行法のもとで、教員組合の役割はどこに可能性を見出すことができるか。一つは、かつての主要手段であった訴訟運動という手段であり、教員の多忙化が社会問題となり、組合主導ではない超勤訴訟が埼玉で展開しているなかで、教員組合の役割が問われている。もう一つは、僅かに残る地方公務員法上の職員団体による「交渉」と「協定」を通じた労使自治を如何に形成できるかという点にある。これを各地域支部と各地域教育委員会との間でどのようにつくっていくのかが問われている。

## 民間事件を通して考える労働組合の意義

江夏大樹さん（弁護士 東京法律事務所）

憲法で保障された労働三権を活かし、労働契約法3条「労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする」という労使対等原則を実現する。

具体的事例の一つ目はタクシー運転手の大量雇止め事件である。残業代未払いがあったことから、労働組合の組合員らで残業代の請求をしたところ、組合員16名が順次、雇止めされた事件だ。裁判と並行して争っていた労働委員会で全員に勝利する命令が出され、全面的に勝利する解決となった。教訓は労働組合として運転手を組織して闘ったことで、裁判で勝つことが難しい定年退職者3名の労働者も勝利することができた。団結して、組織の力で不利な状況も跳ね返した。

二つ目の事例はホテル配膳人の大量雇止め事件である。都内高級ホテルで配膳人を行っている方たちは、1日単位で雇用契約の締結・終了を繰り返していた。コロナ禍で、イベントはなくなり、何らの補償もなく休業させられ、その後、退職扱いとなった。34名で労働組合を結成し、団体交渉を申し入れ、ホテル側は休業手当の支給を遡って行うことを表明し解決した。この事件の成果は、「日雇い」という雇用形態が労働者に非常に不利であったものの、団体交渉とメディアの力を利用して、会社を説得することに成功した。組合員と弁護士が協働し地道な説得を通じて、多数の労働者を組織し、解決へと導いた。労働組合の力は一人一人の弱点を補うことができる点、定年後の再雇用など司法救済の枠組みを乗り越える点、労働者の権利に対する理解を深めることができる点にある。裁判の勝ち負けにかかわらず、労働組合の組織化こそが最も重要な事項である。

私が代理人を務める教員超勤訴訟では、教員を目指す学生が支援組織として活躍している。組合が過去に取り組んだ京都訴訟があったからこそ今の世論と現在の超勤訴訟がある。現状を変えるには、教員らが束になり、法改正への原動力とならなければならない。真の「教育」を、教育の魅力を語るのには教員しかいないからだ。

## 「教師の働き方・働かされ方」に、地域教組として取り組んできたこと

石垣雅也さん（全教近江八幡市教組 書記長）

全滋賀教職員組合青年部アンケートには「子どもの成長を感じたい」「向き合いたい」「そのために働きたい」という教師の声が綴られている。

教師の働き方、教師の働かされ方について取り組み、「現場の主體的判断を尊重すること」を要求として掲げてきた。「自律性」と「専門職」を剥奪することへの対抗は、行政施策に私たちの要求を反映させることだ。

2010年10月末に市教委が若手研修の開催を通知してきた。通知は、実施日が12月27日、12月15日までに市教委にレポート提出（欠席者も）、研修後の1月10日までにレポート提出。組合は研修対象者に「勤務時間内にレポートを書くことが出来ますか」とアンケートを実施。ほとんどが「ない」と回答。研究所は「レポートは簡易なものでよい。書き直し等を命じない」、「事後レポートも研修の時間内に実施する」と回答、さらには「土日にもでもパパッと書いてくれたら……」という発言に対して、「給特法違反だ」と追及し、

結果「研修参加は強制ではない。年休取得は拒まない」となった。その後、研修は「諸事情により」中止となった。「レポートを研修時間内に」という教訓から、総合教育センターとの懇談も実現している。

2013年の学力学習状況調査結果から県教育長は県内の校長に緊急対応策を打ち出した。全教滋賀の地教委キャラバンで、地教委教育長の反応もあり、嘉田県知事は当初県教育長と同一歩調のトーンだったが自治体首長からの反応もありトーンダウンしていった。一方で、学力調査対策の事業が県教委からおりたが全県強制実施ではなく、実施方法・時期は各校に委ね、採点、結果報告はあくまで「お願い」となった。

2015年、組合はテスト実施・採点等に見られるような学校教育課等の事業が超過勤務・多忙に拍車をかけていると指摘した。2016年互助会を主体として「滋賀県教職員互助会超過勤務縮減プロジェクト」が発足し「ワークルールを守る」という文言が入った。近江八幡市では「働き方改革推進委員会」の「同作業部会」、「近江八幡市学校運営検討委員会」に参加する。「学校運営検討委員会」の中では、4月8日始業を4月9日に遅らせる。基本的に土曜授業の実施を廃止する（学校裁量による）となった。

多数の教員が思っていることを組合が代弁することが必要で、教員・教育委員会職員にも通

底する要求を組織化することはできる。また、教委の回答だけでなく反応をくみとり、要求がどうか探ることも大事にしている。勤務調査から勤務時間の外側に教材研究がはみ出していることがわかり、声や調査結果を示しながら交渉してきた。超過勤務解消は教員の健康上の問題だけでなく、教育の質向上にも関わる重要な課題である。職員室に渦巻く不満・愚痴など「できない」「やめて」など声にしてもらうことが要求の組織化になる。

昨年、「県立高校一人一台タブレット端末の公費導入をすすめる会」の署名活動に取り組んだ。成果、手応えのある運動を組織するという取り組みであり、中3生の保護者にとっては強い要求である。「秋の家庭訪問やってみようか」とコロナ禍でオンライン教育環境に関心が高い。私たちが社会正義の実現主体としてきつとマスコミ、議会でも一定の反応を得られると予想した。すごい反響があった。

社会正義を重視した運動は、日本の教職員組合の喫緊の課題になる。親や地域と繋がっていく運動の前に、これには順序性はないと考えるが教職員同士のつながりを編み、生み出す運動こそが喫緊の課題ではないかとも思う。全教の経験を共有し、その上でどのように教職員同士、親や地域と繋がる運動を作っていくのか討論を深めて欲しい。

みんなで21世紀の未来をひらく

教育のつどい

「思春期・青年期の進路と教育」分科会に参加して

鈴木博美（教育課程研究委員会）

私は16分科会「思春期・青年期の進路と教育」に現地参加し、家庭科の授業報告をした。

各地からの報告は、不登校や学習、生活面での様々な困難を抱える生徒、またそのような生徒たち一人ひとりに対して、豊かな学びを保障するために孤軍奮闘する先生方の実践が多かった。各地の報告で共通していたことは、教師と生徒たちの血の通った繋がりや信頼関係だった。

今、子どもたちが最も求めているのは、このような「教師」と「子ども」、又は「子どもどうし」のリアルな温かいつながりと安心できる居場所なのであるだろうか。またそのような関係性の中でこそ、一人ひとりの子どもたちの自由で豊かな「学び」がつけられていくものだと思う。

私は、高校2年生の選択「家庭科」の授業を報告した。選択「家庭科」は受講者が集まらない

ながらも何とか約20年間継続して実践してきた。しかし2022年度は受講者が10名に達しなかったために開講できなかった。今後も厳しい。このような理由から2020年度と2021年度の2年間分をまとめて報告することにした。家庭科の受講者が少ない理由はいくつかあるが、大学受験に直結しないことが大きい。また受講者は学習面、生活面で様々な課題を抱えている生徒も多い。しかしそのような生徒たちの家庭科の授業の様子や生徒の取り組みを紹介する中で、生徒たちがどのような「学び」を求めているのかを参加者の方々と共に考えたいと思った。

今後も、生徒の「生活」を中心に据えた家庭科の授業のあり方、教育課程・学校のあり方を考えて行きたいと思う。

# やはりライブはよい

## 地域教育研究所全国交流集会in石川

松村一成(いしかわ県民教育文化センター)

2022年11月12日(土)13日(日)の2日間、石川県金沢市近江町交流プラザで行われました。参加したのは、沖縄、高知、滋賀、愛知、長野、千葉、東京、石川の8都県でした。参加者25名。1日目は、各都県の活動・状況報告。共通した課題は、会員の減少と会員の高齢化でした。2日目はテーマ別学習会、「今だからこそ平和教育」と題して、

### ① 「ビキニ問題と平和教育」 (高知民研)

長年の地道な聞き取りと調査でビキニ問題をリアルに捉えた平和教育の報告だった。第五福竜丸だけでなく、たくさんの漁船や漁師、マグロの放射能汚染の実態があり、それを元にした教育がなされていることが報告され、感銘を受けました。

### ② 「復帰50年の沖縄がどのように変わったか」 (沖縄民研)

沖縄の教育が、学力テスト体制や管理教育によって、どんどん締め付けられてきている現状が報告された。組合の弱体化や教師の孤立化が進んで沖縄戦を教えない教師が2割もいるという現状を報告。現状を打開するには教師だけでなく、「学校に風が吹いていないなら、学校の外に風が吹いている」という発想で、教師と市民とがつながる報告がなされた。

### ③ 平和のバトンを受け継ぐために」(石川平和の子ら委員会)

被爆者の団体が高齢化で閉じるところが増えている。そこで、平和の子ら委員会は、「継承」する取り組みを報告。被爆者の思いを歌にしてCD制作、1988年被爆者証言をまとめた金森俊朗学級の紙芝居を収縮再現製品化した紙芝居制作の話や歌とレポートで報告。被爆者の話を継承する新しい試みを歌と紙芝居という文化で行っている報告は、これからの光や希望です。

次に、「若手とどのようにつながり、学び合う仲間としてどう取り組んだら良いか」を地元石川が



報告した。若手のリクエストに応えた学習会や悩み・要求を受け応答し合う教師よろず相談室の報告。参加者は、どんなに忙しくても、子どもと楽しい学びをしたいと求めていることが分かり、それを実感している人たちと地道につながるこの大切さを学びました。

最後に、総括討論が行われた。まず、多くの参加者から、やはり、顔を合わせての議論が深まって良いという意見が多数出されました。次に、会員減少に苦しみながらも市民とつながる、若手とつながる、文化でつながる、地域に入り込み調査をして真実を知るなど、それぞれの団体が地道に取り組んでいる姿を知ることができ、集まって学び合っただけ良かったなあ実感できた2日間でした。

集会を終えたあとのフィールドワーク。名も無き民が歴史に残している所を4カ所訪問。その一つを紹介しましょう。天保の時代に町人が夜中に2000人集まって卯辰山庚申塚(うたつやまこうしんづか)から「米くれまいや、ひもじいわいや!」(米くれ、ひもじいよ)と声を合わせて叫んで、金沢城の殿様の耳に入り、米の値段を下げた。7人のリーダーの地蔵が今でも地域の人に受け継がれている七稲地蔵など見学し、卯辰山からみんなが当時の町人のように叫んだなど、雨にもかかわらず、参加者の意欲的な学びに驚きでした。皆さん、お疲れ様でした。そして、ありがとうございました。2年後、また会いましょう。

## 民研日誌 9～11月

- 9月 1日 三役・事務局会議
- 9月 4日 国際教育研究委員会
- 9月 7日 防災訓練
- 9月10日 第3回運営委員会  
民主教育研究所顧問会
- 9月14日 「ジェンダーと教育」研究委員会
- 9月15日 「国葬」反対!思想・信条の自由を守れ!子どもと学校に「弔意」を押しつけるな!教育関係者緊急集会
- 9月16日 「特別支援教育と子ども学校」研究委員会
- 9月18日 人権と民主主義の教育をめざすネットワーク
- 9月19日 子ども研究委員会  
憲法と子育て・教育を考えるつどい  
さよなら戦争 さよなら原発集会
- 9月25日 教育課程研究委員会
- 9月26日 中等教育研究委員会
- 9月27日 安倍元首相『国葬』反対!9・27国会前大行動
- 9月29日 子ども全国センター幹事会
- 9月30日 『人間と教育』編集委員会
- 10月 1日 教育のつどい実行委員会  
教育のつどい司会者分科会責任者合同会議
- 10月 3日 教育行財政研究委員会
- 10月 7日 三役・事務局会議
- 10月16日 教育課程研究委員会
- 10月17日 会計監査
- 10月21日 「ジェンダーと教育」研究委員会
- 10月25日 子ども研究委員会
- 10月28日 『人間と教育』編集委員会  
入館団体会議
- 10月31日 教育行財政研究委員会
- 11月 3日 11.3憲法大行動
- 11月 4日 教育のつどい実行委員会
- 11月 5日 今日の憲法・平和学習について考える  
学習会 ブラック校則のなくし方
- 11月 7日 三役・事務局会議
- 11月12日 第4回運営委員会
- 11月14日 「環境と地域」教育研究委員会  
国際教育研究委員会  
「ジェンダーと教育」研究委員会
- 11月17日 『人間と教育』編集校正
- 11月18日 「特別支援教育と子ども・学校」研究委員会  
子ども全国センター幹事会
- 11月20日 教育課程研究委員会
- 11月21日 『人間と教育』出張校正
- 11月26日 民研フォーラム  
「公教育の危機における教員組合の役割」
- 11月28日 三役・事務局会議  
『人間と教育』編集委員会



## 寄贈図書・資料 9～11月

- ◆『学校統廃合を超えて』山本由美・平岡和久編著  
自治体研究社
- ◆『〈共生と自治〉の社会教育』辻浩 旬報社
- ◆『ちいきとこども』第32号 少年少女センター全国ネットワーク
- ◆『学校統廃合と小中一貫教育を考える第11回全国交流集会報告集』第11回全国交流集会in埼玉実行委員会
- ◆『ちば 教育と文化No.99』千葉県教育文化センター編集・発行
- ◆『芸術教育がひらく可能性』山田康彦 晩成書房
- ◆『保育・教育のDXが子育て、学校、地方自治を変える』  
稲葉一将・稲葉多喜生・児美川孝一郎 自治体研究社

### 季刊『人間と教育』を発行しています

1190円+税 全国の書店で販売 民研から購読可能

- ◆116号 <2022年12月>  
特集 地域から学校が消える!?
- ◆115号 <2022年9月>  
特集 戦争より悪はない  
——「ウクライナ戦争」から何を学ぶのか
- ◆114号 <2022年6月>  
特集Ⅰ タンマツが学校にやってきた!  
特集Ⅱ いま改憲論を問う
- ◆113号 <2022年3月>  
特集 コロナ禍の子ども・学校と新たな公教育の探求
- ◆112号 <2021年12月>  
特集 センセイが足りない!

## 賛助会員 加入のお願い

### 民主教育研究所は

全日本教職員組合の組合員と賛助会員によって、財政が支えられ運営されています。真理と真実に基づき、研究を通して広く教育に携わる者の実践を支え励ます拠点として、1992年に設立されました。8つの研究委員会によって、研究が進められ、研究と実践をまとめた『年報』や季刊『人間と教育』を発行しています。

### 賛助会員になると

季刊『人間と教育』、「民研だより」(年4回)を無料で自宅に郵送。民研発行の書籍を各1冊、半額で購入可。会費は1万円(大学院生5,000円)です。

民研だより No.154 2022年12月10日

発行 民主教育研究所 発行責任者 中村雅子

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1

全国教育文化会館 5F

TEL 03-3261-1931 Fax 03-3261-1933

Email office@min-ken.org

HP <https://www.min-ken.org>

